

広島県告示第千百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	
平成十九年広島県告示第三百三十七号		広島県広島市安佐南区相田三丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象	土砂災害警戒区域
	相田三丁目五八(四五九四)地区	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象	土砂災害特別警戒区域
	相田三丁目五八(四五九四)地区	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象	土砂災害警戒区域
	相田三丁目六九(八四)地区	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊